

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③保険金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、基準価額などは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「**ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート**」(年4回)
※3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 目標値到達による「定額の終身保険への移行」のお知らせ**
※「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。
※移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。
- 「**第1保険期間満了のお知らせ**」
※第1保険期間満了の2か月前を目処にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。
「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における当事者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）に関するお問合わせは、照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500（大代表）]までご連絡ください。

ご確認ください事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置^{*1}が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%^{*2}となっています。（2014年12月現在）
「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることとしています。
※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことであり、特別勘定の責任準備金は、契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。補償限度は、責任準備金などの90%であり、保険金額・年金額などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

☎ 0120-855-519

（受付時間：月～金／9:00～17:00
12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

第一フロンティア生命
第一生命グループ

お客さまサービスセンター ☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

‘15年2月版

（登）B14F0245(2014.12.16) 営業F3169-01 ‘15年1月作成 リ

2015年2月版

第一フロンティア生命の一時払変額終身保険

プレミアセレクトM・終身(円建)

積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)

**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。**

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。



[募集代理店]

MIZUHO

みずほ銀行

[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ

しくみと特徴

大切な
資産だから...

“できればふやしたい” “でも減らしたくない”

ステップ1 ご契約時

一時払保険料が **定額部分** **変額部分** の
2つの部分に分かれます。

ステップ2 第1保険期間中

- 定額部分** ご契約に適用される積立利率で、確実にふやします。
- 変額部分** 市場環境の変化に対応して、積極的に収益の獲得をめざします。

OPEN

ふえたら早く確保したい!
という方はこちらをお開きください。

⚠
ご注意

この商品は、第一フロンティア生命を
引受保険会社とする生命保険であり、
預金とは異なります。

だから **最低保証** したうえで、**プラスαの運用**

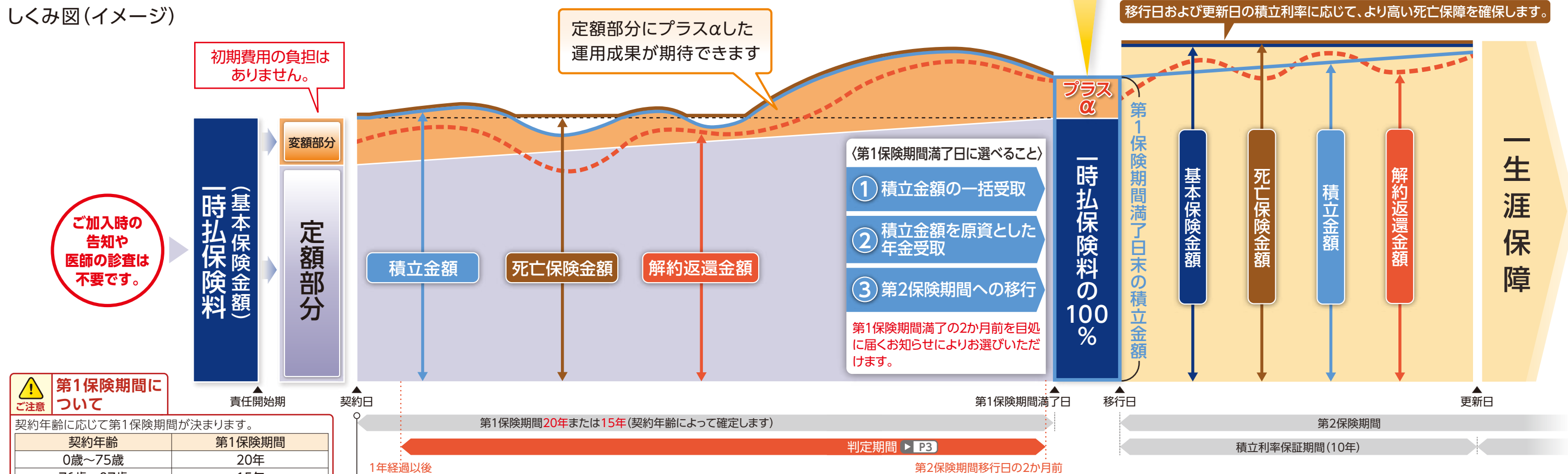
ステップ3 第1保険期間満了日

- 定額部分** のみで、一時払保険料(基本保険金額)の
100%が最低保証されます。
- 変額部分** で、プラスαの運用成果が期待できます。

第2保険期間への移行を
選んだ場合、
以後の一生保障が
確保されます。

⚠ この場合、解約返還金額は、
「第1保険期間満了日末の積立
金額」を下回ることがあります。

しくみ図(イメージ)



⚠ 第1保険期間について

契約年齢に応じて第1保険期間が決まります。

契約年齢	第1保険期間
0歳～75歳	20年
76歳～87歳	15年

*ご契約時の金利情勢などによってはお取扱いできない期間があります。

契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。

用語について

- 変額部分** (運用実績連動部分) 特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
- 定額部分** 一般勘定で運用し、第1保険期間満了日末の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

負担していただく主な費用について ▶ P15・16

- ① 第1保険期間中の定額部分および第2保険期間中の費用
直接負担していただく費用はなく、積立利率の計算にあたって、死亡保険金の支払いおよびご契約の締結・維持など(第2保険期間中は、ご契約の維持など)に必要な費用をあらかじめ差し引いております。
第2保険期間中の積立金からは、死亡保険金を支払うための費用を控除します。
*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。
- ② 第1保険期間中の変額部分のみにかかる費用
保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.35%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.20%(税抜き))を負担していただきます。

第1保険期間の変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

第1保険期間の変額部分について、米国および新興国の株式、商品(コモディティ)、米国および豪州の債券などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

しくみと特徴

大切な
資産だから・・・

“できればふやしたい” “でも減らしたくない”

ステップ1 ご契約時

一時払保険料が **定額部分** **変額部分** の
2つの部分に分かれます。

ステップ2 第1保険期間中

定額部分 ご契約に適用される積立利率で、
確実にふやします。

変額部分 市場環境の変化に対応して、
積極的に収益の獲得をめざします。

ステップ3 目標値への到達時

あらかじめ指定した目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保します。

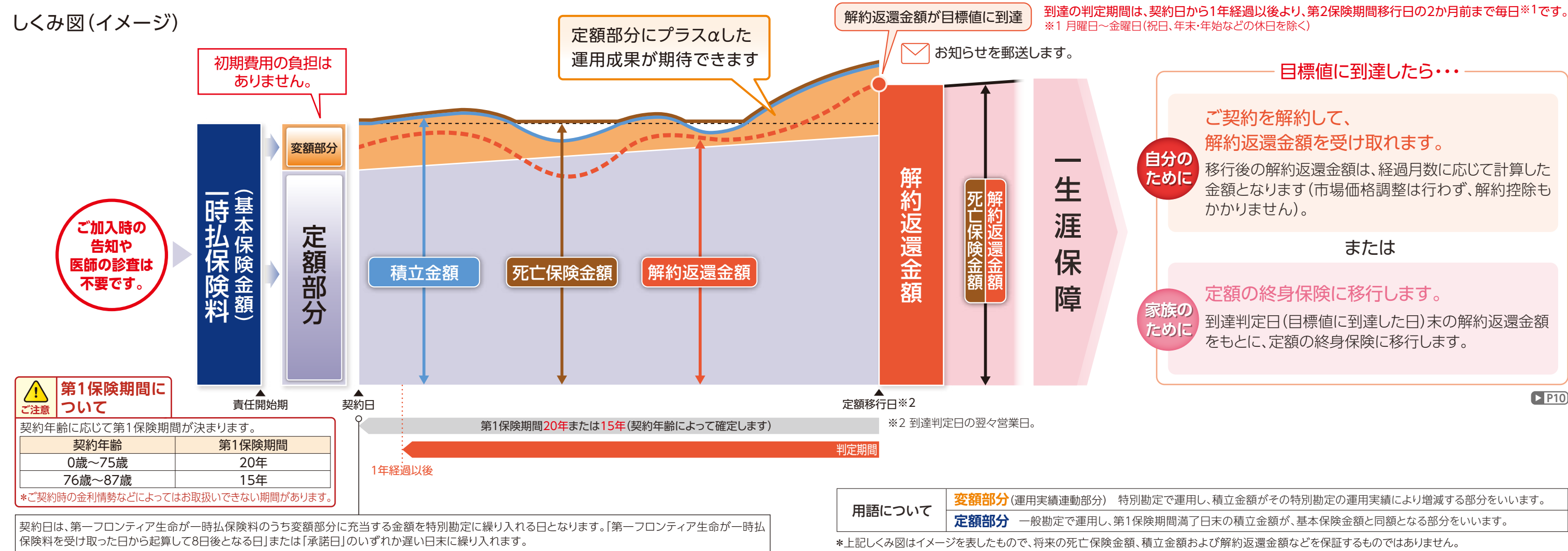
目標値は105%または110～200% (10%きざみ) を指定できます。

例 一時払保険料 **1,000万円** × 目標値 **120%** = 目標金額 **1,200万円**



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。

しくみ図(イメージ)



第1保険期間に ついて

契約年齢に応じて第1保険期間が決まります。

契約年齢	第1保険期間
0歳～75歳	20年
76歳～87歳	15年

※ご契約時の金利情勢などによってはお取扱いできない期間があります。

契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。[第一フロンティア生命が一時払
保険料を受け取った日から起算して8日後となる日]または[承諾日]のいずれか遅い日末に繰り入れます。



負担していただく主な費用について ▶ P15・16

- ①第1保険期間中の定額部分および第2保険期間中の費用
直接負担していただく費用はなく、積立利率の計算にあたって、死亡保険金の支払いおよびご契約の締結・維持など(第2保険期間中は、ご契約の
維持など)に必要な費用をあらかじめ差し引いてあります。
第2保険期間中の積立金からは、死亡保険金を支払うための費用を控除します。
※上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。
- ②第1保険期間中の変額部分のみにかかる費用
保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.35%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に
対して年率0.20%(税抜き))を負担していただきます。

第1保険期間の変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

第1保険期間の変額部分について、米国および新興国の株式、商品(コモディティ)、米国および豪州の債券などで実質的に運用されるため、運用実績が
積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は
一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の
解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

定額の終身保険への移行に関する留意事項について

- ・市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- ・到達判定日から定額移行日前日の解約返還金額は変動(増減)します。

目標到達 シミュレーション (目標値150%まで)

前提条件

積立利率	第1保険期間に応じた2014年9月末の国債流通利回りを参考
一時払保険料の定額部分 と変額部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、第1保険期間ごとの 全ケースで割合は同じ(小数第2位以下を四捨五入により表示)
目標到達判定期間	契約日の1年経過後から第2保険期間移行日の2か月前まで毎日判定
費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮



目標値に到達したケース数および経過年数は、確実性を保証するものではありません。

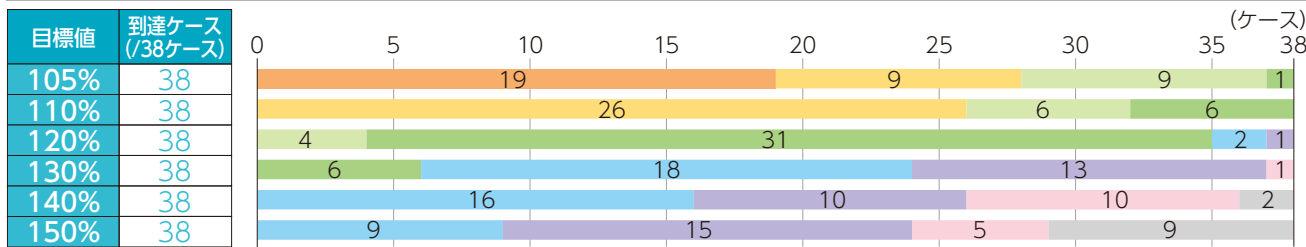
第1保険期間20年(0歳～75歳)

積立利率0.45% (定額部分 91.4% 変額部分 8.6%)

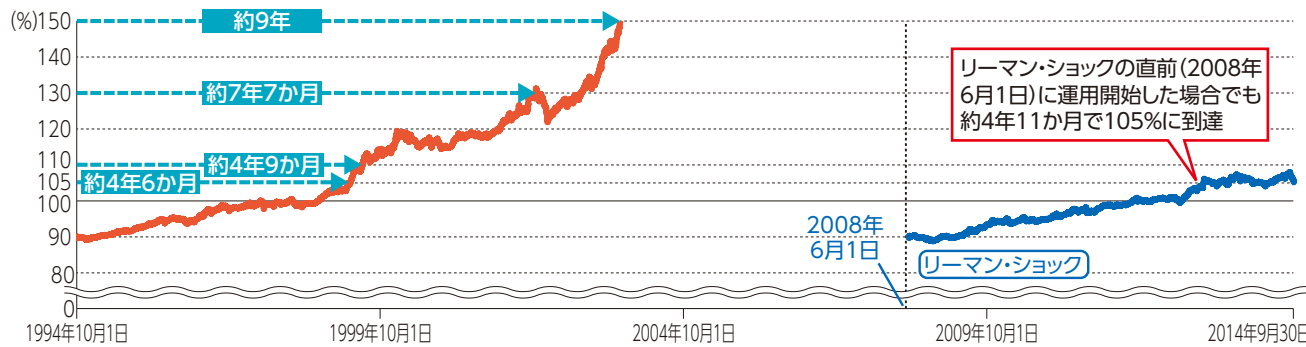
●目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数

1991年9月1日から1994年10月1日までの各月1日に運用開始し、それぞれ20年間運用した38ケースを集計

(1年以上2年未満で到達したケースはありません) 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満 5年以上6年未満 6年以上7年未満 7年以上8年未満 8年以上9年未満 9年以上10年未満



●解約返還金額と目標値到達期間のシミュレーション(1994年10月1日から2014年9月末の1ケース)



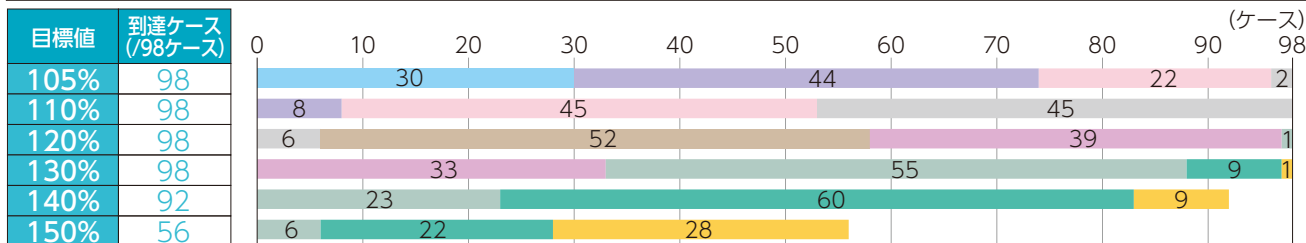
第1保険期間15年(76歳～87歳)

積立利率0.10% (定額部分 98.5% 変額部分 1.5%)

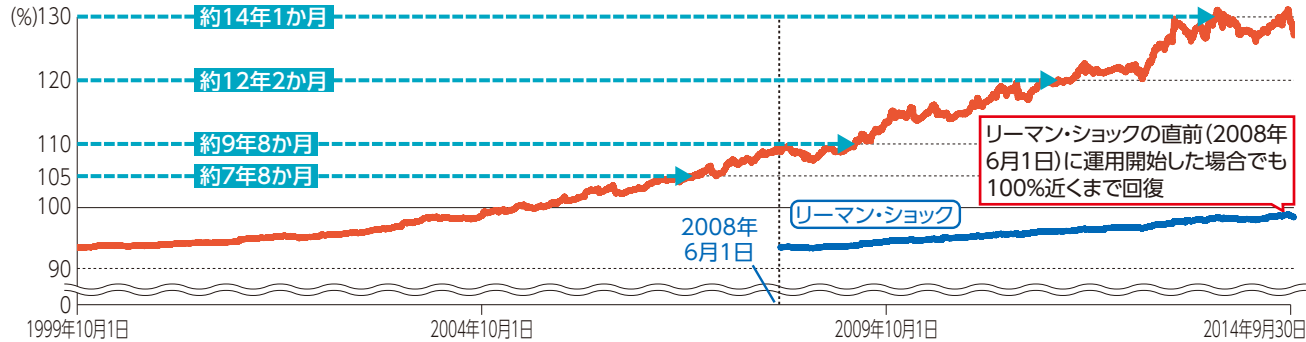
●目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数

1991年9月1日から1999年10月1日までの各月1日に運用開始し、それぞれ15年間運用した98ケースを集計

(1年以上6年未満で到達したケースはありません) 6年以上7年未満 7年以上8年未満 8年以上9年未満 9年以上10年未満 10年以上11年未満 11年以上12年未満 12年以上13年未満 13年以上14年未満 14年以上15年未満



●解約返還金額と目標値到達期間のシミュレーション(1999年10月1日から2014年9月末の1ケース)



- ・上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。
- ・また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- ・資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2014年9月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

変額部分の運用のしくみ

運用の質と量、両面の工夫により、市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

質 実質的に米国・新興国の「株式」、豪州・米国の「債券」、エネルギーなどの「商品」の3つの資産に投資し、市場環境に応じた配分の見直しを行います。

量 実際の投資金額より大きな金額で運用できるしくみで、積極的に収益の獲得をめざします（この取引をレバレッジ取引といいます）。

資産配分を毎月見直し

株 式

米国、新興国の株式による収益

米国株式（為替ヘッジあり）

新興国株式（為替ヘッジあり）

債 券

豪州、米国の債券による収益

豪州債券（為替ヘッジなし）

米国債券（為替ヘッジあり）

商 品

エネルギー、金属、農作物などによる収益

商品（為替ヘッジあり）

円建て短期金融資産

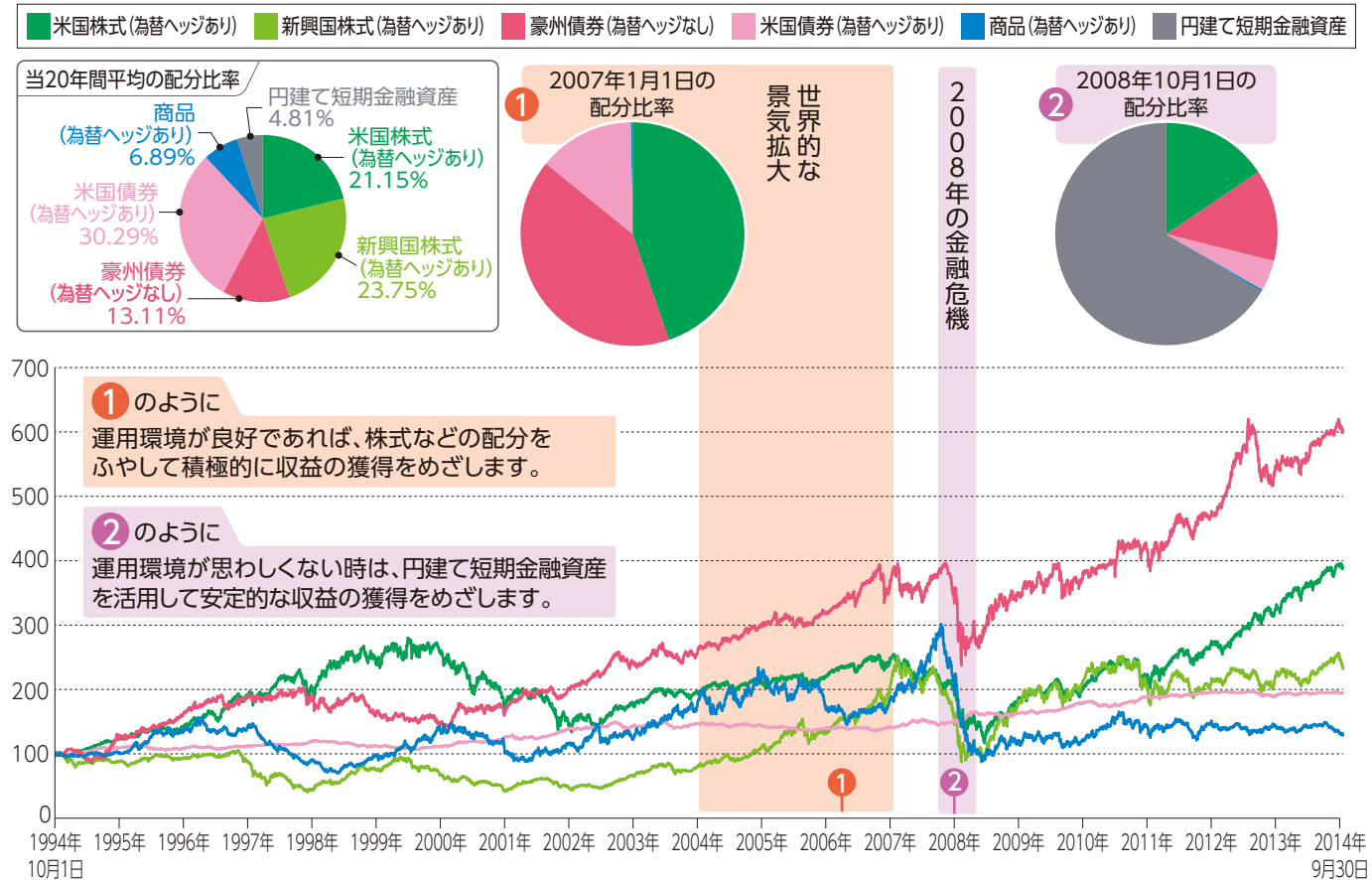
資産全体の値動きが大きい場合は、その値動きを調整する役割

毎日
見直し

*特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

参考 各参照指数の運用と配分比率のシミュレーション

1994年10月1日を100として2014年9月末まで運用したと仮定した場合。



*各参照指数の内容については、P13をご参照ください。



上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語を右記のとおり表記しています。

いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明など

約款に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動部分	変額部分

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126 ■ ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

なお、2015年3月31日までの住所と電話番号は以下のとおりです

- 住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
- 電話 03-6863-6211 (大代表)

2 この保険のポイントは以下のとおりです

- この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行することで、一生にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の変額終身保険です。
- 第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または15年となります。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。

(1) 定額部分について

責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、第1保険期間満了日末の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。

(2) 変額部分について

特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。

<定額部分および変額部分に充当する金額の計算例> 一時払保険料1,000万円 (万円未満四捨五入)

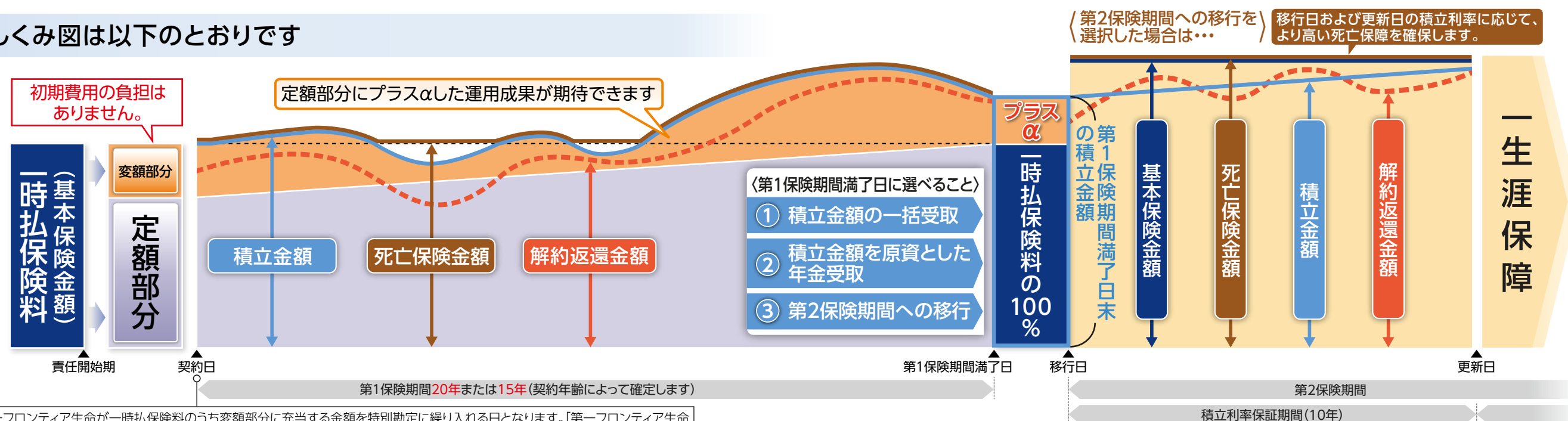
第1保険期間	20年			15年		
適用される積立利率	0.40%	0.50%	0.60%	0.10%	0.15%	0.20%
定額部分	923万円	905万円	887万円	985万円	978万円	970万円
変額部分	77万円	95万円	113万円	15万円	22万円	30万円

- 第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日における積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回る場合には、基本保険金額が増額されます。
- 積立利率は、第1保険期間(20年または15年)および積立利率保証期間(10年)ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利として、毎月2回(1日と16日)設定されます。積立利率は、第1保険期間の定額部分および第2保険期間に適用し、最低保証積立利率(0.01%)を下回りません。
- 第1保険期間満了日において、将来の死亡保険金のお受取りにかえて、第1保険期間満了日末の積立金額の一括受取および年金受取を選択することができます。

<この保険のリスク>

- 第1保険期間の変額部分について、米国および新興国の株式、商品(コモディティ)、米国および豪州の債券などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。

* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。
* 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、目標値に到達した場合のイメージは、P10をご参照ください。

第2保険期間移行日または更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日以後、積立利率保証期間は終身とし、更新はありません。

4 死亡保険金をお支払いします

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は以下のとおりです。

保険期間	死亡保険金額	
第1保険期間	被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい金額	
第2保険期間	被保険者が死亡した日末の基本保険金額※または解約返還金額のいずれか大きい金額 ※第1保険期間満了日末の積立金額、および第2保険期間移行日における積立利率などに基づいて計算される金額となります。	
	<契約年齢60歳、女性、第1保険期間満了日末(契約から20年後)の積立金額1,000万円の計算例>	
	移行日の積立利率	基本保険金額
	0.01%	1,001万円
	0.25%	1,020万円
0.50%	1,041万円	
*例示の積立利率は仮定の数値です(0.01%は最低保証積立利率)。		

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶P10

保険期間	死亡保険金額
定額移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡した時の責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

注1 定額の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を下回ることがあります。
注2 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡保険金をお支払いできないことがあります。詳しくはP18および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

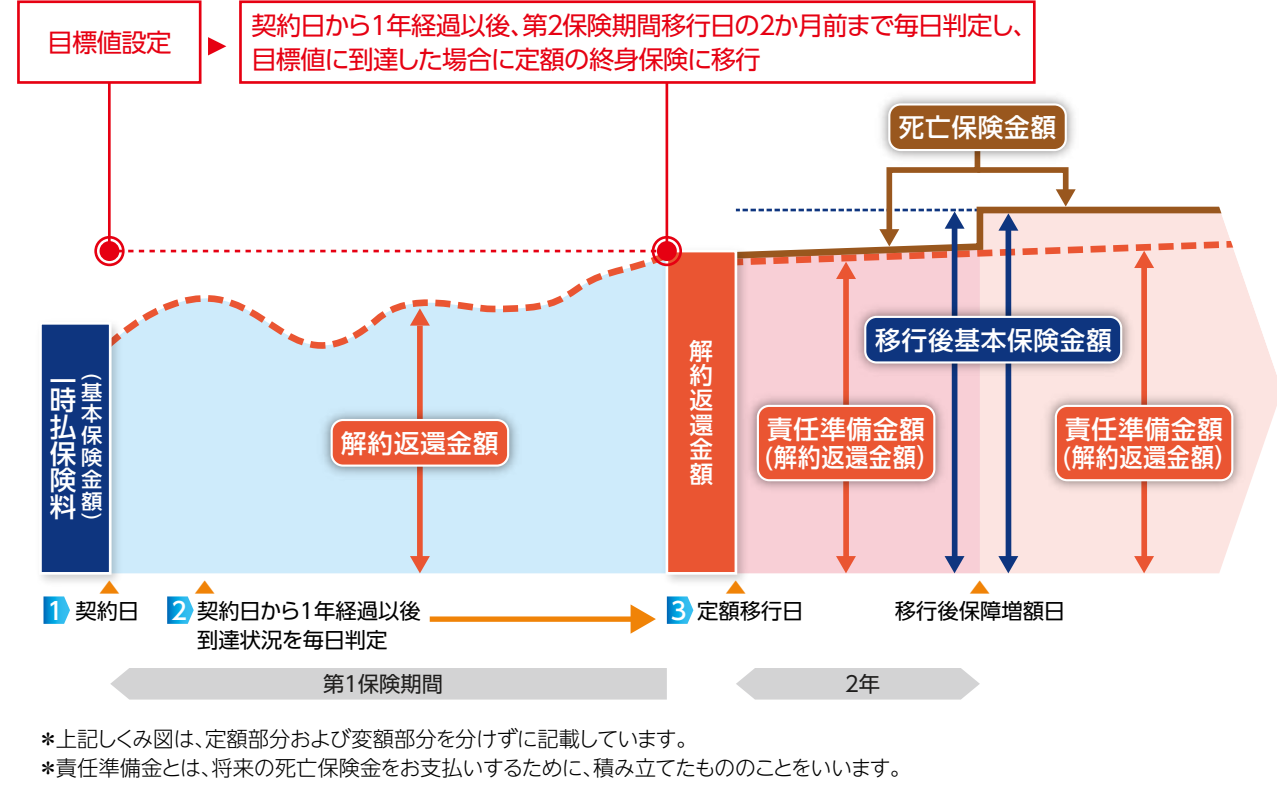
5 この保険には付加できる特約があります

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

目標値到達時 定額終身保険 移行特約	■第2保険期間移行日の2か月前までに限り、付加できます。 ■「一時払保険料(判定基準金額)」に対する「解約返還金額」の割合が目標値に到達した場合、定額の終身保険に移行します。 ■目標値は、105%または110%～200%から10%きざみで指定いただけます。目標値は契約後も、到達判定日まで限り、変更できます。変更時にはさらに250%、300%も指定いただけます。 *市場環境(「ご契約のしおり・約款」をお読みください)によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
年金支払移行特約	■契約日から起算して1年以上経過しているとき、付加できます。 ■第2保険期間移行日に付加することで、「第1保険期間満了日末の積立金額」を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行することができます。 ■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択いただけます。
死亡給付金等の 年金払特約	■死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。

6 目標値を設定した場合は、以下のとおりのお取扱いとなります

<「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合>



1 目標値設定

- 目標値は、「一時払保険料(判定基準金額)」に対する「解約返還金額」の割合です。
- 目標値は、以下から指定いただけます。

105% または 110% ～ 200% (10%きざみ)

- 目標値到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに 250%、300%も指定いただけます。

2 到達状況の判定

- 契約日から1年経過以後※1より、第2保険期間移行日の2か月前まで、到達状況を毎日※2判定します。

※1 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日
※2 月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)

3 目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、定額の終身保険に移行

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額移行日)に、定額の終身保険に移行します。なお、到達判定日から定額移行日前日の解約返還金額は変動(増減)します。
- 到達判定日末における解約返還金額をもとに、定額移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出した金額を「移行後基本保険金額」とします。
- 定額移行日以後の死亡保険金額についてはP9をご参照ください。
- 解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

7 契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	200万円 *保険料の払込単位は、1万円です。
	最高	5億円 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。 *目標値を設定している場合には、「基本保険金額×目標値」の金額で判定します。
保険期間		終身
契約年齢(第1保険期間)		0歳〜75歳(第1保険期間20年) 76歳〜87歳(第1保険期間15年) 契約日における被保険者の満年齢です。 なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取扱いできない期間があります。
第2保険期間中の 積立利率保証期間		10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 (第1保険期間において、定額部分のみ、または変額部分のみの解約は取り扱いません) *請求書類がお客様サービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 *第1保険期間においては、定額部分の積立金額を減額します。
契約者貸付		取り扱いません。

8 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

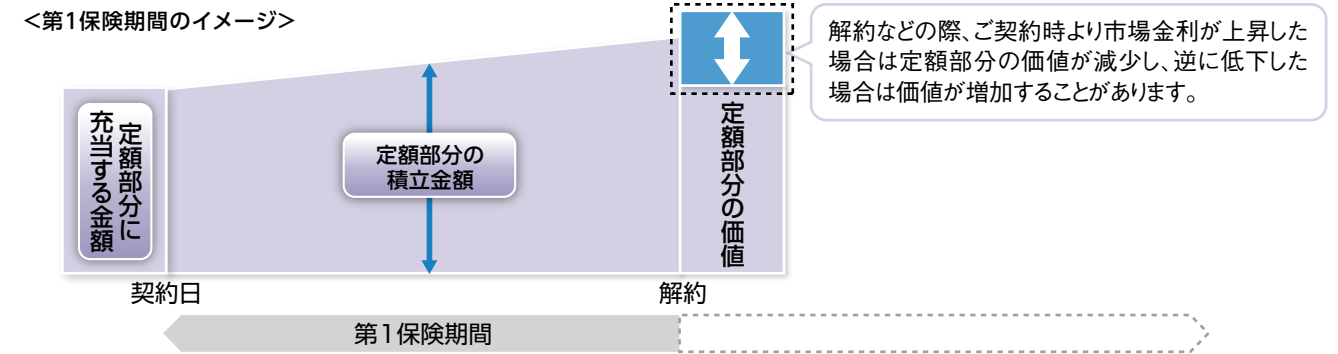
9 ご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます

解約返還金額は、解約返還金計算日末のつぎの金額となります。

解約時期	解約返還金額
第1保険期間	[定額部分の積立金額 × (1 − 市場価格調整率)] + 変額部分の積立金額 − 解約控除の額
第2保険期間	積立金額 × (1 − 市場価格調整率)

市場価格調整 (第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に適用されます)

市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。具体的には、解約などの際、ご契約時などより市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。



市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

市場価格調整率 = 1 − $\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.25\%}$ × $\frac{\text{月数}}{12}$

- *「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- *「解約返還金計算日の積立利率」とは、つぎのとおりとします。
- ①第1保険期間の場合
解約返還金計算日を責任開始日とし、この保険と同一の第1保険期間が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、その新たな保険に適用される積立利率
 - ②第2保険期間の場合
解約返還金計算日を第2保険期間移行日とみなした場合に適用される積立利率
- *「月数」とは、つぎのとおりとします。
- ①第1保険期間の場合
残存月数(第1保険期間の満了日までの残存月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます)に応じてつぎのとおりとします。
・残存月数が120か月以下の場合: 残存月数
・残存月数が121か月以上の場合: 残存月数×0.6+48か月
 - ②第2保険期間の場合
積立利率保証期間の満了日までの残存月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、以後の市場価格調整を行いません。

「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 = 基本保険金額 × 解約控除率 (P15をご参照ください)

「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は解約控除はかかりません。

10 第1保険期間の変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称：SDワールドアセット2015型	
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド16VA (適格機関投資家限定) 運用会社:DIAMアセットマネジメント株式会社 1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな情報収集・投資戦略を計画・実行するため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港に有し、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.20% (税抜き) の1/365を毎日控除します。
投資方針	株式(米国株式、新興国株式)、商品(コモディティ)、債券(米国債券、豪州債券)などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

■各資産クラスの構成要素は、以下のとおりです。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

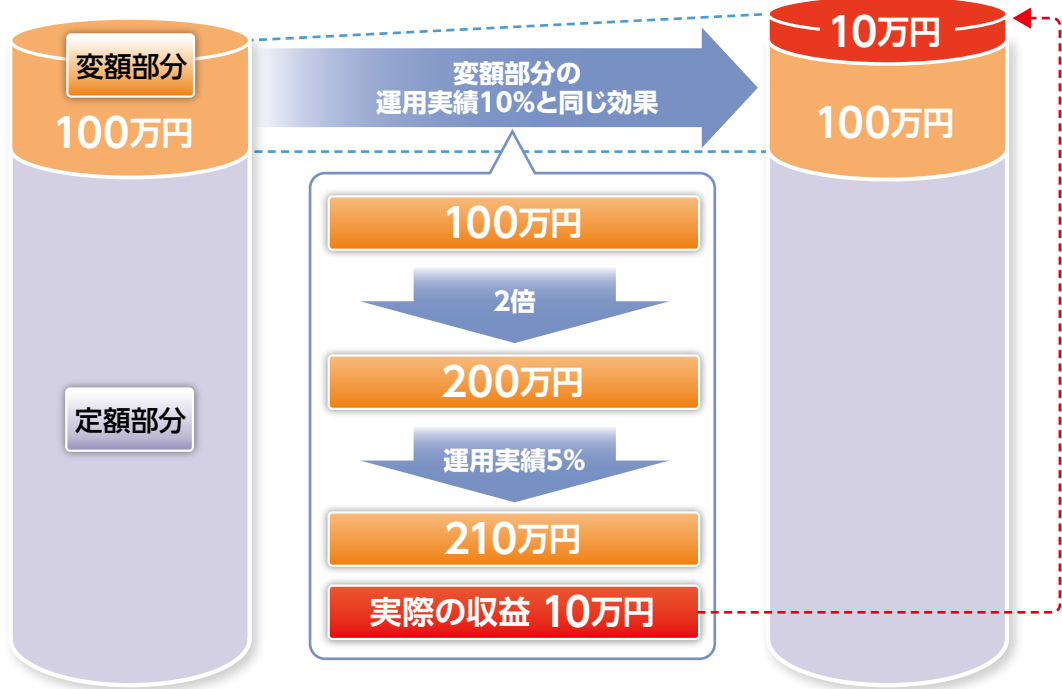
資産		構成要素	内容
株式	米国株式 (為替ヘッジあり)	S&P 500種指数 (配当込み)	米国の株式を対象とした指数です。主要業種を代表する500銘柄で構成されます。
	新興国株式 (為替ヘッジあり)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	新興国の株式を対象とした指数です。23か国・地域を対象としています。
		S&I BRIC EXインデックス (配当込み)	新興国の株式を対象とした指数です。4か国を対象としています。
債券	豪州債券 (為替ヘッジなし)	S&I豪ドル建て債券価格 5年インデックス	豪ドル建て5年スワップ金利等を参照指標とする割引債の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	米国債券 (為替ヘッジあり)	S&I米ドル建て債券価格 5年インデックス (為替ヘッジあり)	米ドル建て5年スワップ金利等を参照指標とする割引債の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
商品	商品 (為替ヘッジあり)	S&P GSCI商品指数	商品(コモディティ)市場全体を対象とした指数です。指数を構成する商品の種類にはエネルギー・農産物・貴金属などがあります。
円建て短期金融資産		3か月円短期金利	

*法令や規制方針の変更により、やむを得ず投資対象を変更することがあります。

実際の投資金額より大きな金額で運用できるしくみ

- 収益および損失を最大で約2倍※にふやす運用をします。
※約2倍を上限として毎日見直します。

<イメージ>



このしくみにより、**基準価額は大きな価格変動を伴います**。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、**大きな損失となる可能性もあります**。変額部分がゼロになる可能性はありますが、マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

■変額部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

11 お客さまに負担していただく諸費用があります

費用の詳細については、次のページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい
いただきますようお願いいたします。
この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の

事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み
内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



ご注意

お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

■すべてのご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中の定額部分および第2保険期間中の費用

直接負担していただく費用はなく、積立利率の計算にあたって、死亡保険金の支払いおよび
ご契約の締結・維持など(第2保険期間中は、ご契約の維持など)に必要な費用をあらかじめ差し
引いております。

第2保険期間中の積立金からは、死亡保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの
計算方法は表示しておりません。

②第1保険期間中の変額部分のみにかかる費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.35%	左記の年率の1／365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.20%(税抜き)	左記の年率の1／365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかか
わる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって
手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は
2014年12月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■特定のご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 解約・減額した場合に かかる費用です。	基本保険金額に 経過年数別の解約控除率を 乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	解約・減額した時に控除します。 (P12をご参照ください)

解約控除率

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
第1 保険期間	20年	6.5%	6.2%	5.9%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.2%	3.9%	3.6%
	15年	3.5%	3.3%	3.0%	2.8%	2.6%	2.3%	2.1%	1.9%	1.6%	1.4%
経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
第1 保険期間	20年	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%
	15年	1.2%	0.9%	0.7%	0.5%	0.2%	—	—	—	—	—

*定額移行日以後に解約した場合、解約控除はかかりません。

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後基本
保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除
する前提で算出されます。

*上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法
は表示しておりません。

■「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の
毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出され
ますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)
は2014年12月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契
約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。



ご注意

第1保険期間の変額部分の投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

- この保険の第1保険期間の変額部分の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、
米国および新興国の株式、商品(コモディティ)、米国および豪州の債券などで実質的に運用
されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還
金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらの
リスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった
場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何ら
かの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約の
しおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分
にご確認ください。



ご注意

解約・減額する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整(P12をご参照ください)を行う
こと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の解約または減額
の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を
下回り、損失が生じるおそれがあります。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、**書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます)**をすることができます。**
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月に基づき計算する金額となります。
- 第2保険期間へ移行する場合には移行日の積立利率、積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、死亡保険金の支払いおよび保険契約の締結・維持など(第2保険期間中は、保険契約の維持など)に必要な費用を差し引いた利率となります。

4 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、**第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。**
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

5 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡保険金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 解約返還金額が増加または減少することがあります

解約返還金額の計算方法など詳細はP12をご参照ください。

7 目標到達の判定は、積立金額ではなく解約返還金額で行います(「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合)

8 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、**ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。**詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

10 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

11 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間(以下「取引停止期間」といいます)中、以下のとおり取り扱います。
- 保険契約のお申込みまたは「目標値到達時定額終身保険移行特約」および「年金支払移行特約」付加のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- 解約については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に解約されるものとします(解約が延期されます)。この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。なお、取引停止期間中に第2保険期間移行日が到来した場合は、第2保険期間移行日に解約されるものとします。また、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、取引停止期間中に目標値に到達した場合でも、定額の終身保険への移行は行いません。
- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、目標値の変更または特約の解約(以下「目標値の変更など」といいます)をする場合は、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に目標値の変更などが行われるものとします(目標値の変更などのお手続きが延期されます)。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。

12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター ☎ **0120-876-126** 営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00

15 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2014年12月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

- 解約・減額および第2保険期間移行日における積立金額の一括受取時の差益に対する課税
所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。
※他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。
- 死亡保険金受取時の課税
ご契約者と被保険者が同一の場合、相続税の対象となります。
*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。